

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月十日

大分県規則第12号

○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年大分県条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(運営規程に定める事項)

第三条 条例第八条第一項の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 苦情処理に関する事項
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(整備等を行うべき記録)

第四条 条例第十条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 条例第三十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 三 条例第三十二条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備)

第五条

条例第十三条第七項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 二 洗面所 入居定員に適したものを設けること。
- 三 便所 入居定員に適したものを設けること。
- 四 浴室
 - イ 入居定員に適したものを設けること。
 - ロ 浴槽を設けること。
- 五 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等)

第六条 条例第十五条第一項の規則で定める方法は、入居申込者からの申出に基づき、電子情報処理組織（無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電

磁的方法」という。)であって次に掲げる方法により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第十五条第一項の重要事項並びに同条第二項の契約期間及び解約に関する事項(以下この条において「重要事項等」という。)を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 無料低額宿泊所は、重要事項等を第一項各号に掲げる方法により提供しようとするときは、あらかじめ、入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た無料低額宿泊所は、入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

(受領することができる費用等)

第七条

条例第十七条の利用料の受領に係る同条の規則で定める費用は、次に掲げる費用(第七号については、無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。)とする。

一 食事の提供に要する費用

二 居室使用料

三 共益費

四 光熱水費

五 日用品費

六 基本サービス費

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項の利用料の基準は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一

食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とするこ

と。

二 居室使用料 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

ロ イの金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。